

昭和二十四年の岩ヶ崎接種結核事件について

— GHQ文書と日本の資料

渡部 幹夫

日本医史学雑誌第四十九巻第三号 平成十五年 二月 十日受領
平成十五年 九月二十日発行 平成十五年 八月二十日受理

〔要旨〕昭和二十四年、宮城県において、百日咳予防接種に起因すると考えられる結核症が六十五名の小児の集団に発生した。いわゆる岩ヶ崎接種結核事件である。百日咳ワクチンに人型結核菌が混入したことよると考えられたが、その原因の調査は不十分に終わっている。同年日本に始めて輸入されたストレプトマイシンによる治療が行なわれた。六十五名の原告により国家賠償法にもとづく賠償請求の訴訟がおこされたが、後年訴訟は取り下げられた。患者およびその家族の救済には生活保護法による扶助措置が行なわれた。GHQ/SCAPによる詳細な記録があるが、日本側の記録は抗酸菌病研究雑誌を除いて乏しい。

キーワード——予防接種、百日咳、結核、ストレプトマイシン、GHQ

一、はじめに

接種結核事件としては、BCG開発の中で発生した一九三〇年のドイツにおけるリユーベック接種結核事件が有名である。¹⁾この事件では過誤により強毒人型結核菌キール株を用いて製造されたワクチンの経口投与が二五一名に行なわれ、

その中の七二名が死亡している。ワクチン製造上の問題として製薬学上の教訓となっている。

一方、我が国の第二次大戦後の混乱期には、結核以外の感染症を予防するために行なわれた予防接種により結核菌が接種されたと考えられる接種結核事件がいくつか存在する。

兵庫県道場国民学校において昭和二十一年腸チフスの予防接種後二〇二名に発生した接種結核事件では、接種に当たった医師が開放性結核患者であったことが原因となった可能性が考えられていたようである。⁽²⁾ また、昭和二十三年秋田県由利郡松ヶ崎町におけるジフテリア予防接種後、二三名の小児に局所の結核病巣を来たした事件なども起こっている。⁽³⁾

昭和二十四年一月宮城県岩ヶ崎町において、前年十一月に百日咳ワクチンの予防接種注射をうけた小児の中の六二名に発生した接種結核事件については、GHQ/SCAPの公衆衛生文書⁽⁴⁾や東北大学抗酸菌病研究所からの二回にわたる「乳幼児接種結核症」の報告⁽⁵⁾があり、宮城県および当時の岩ヶ崎町を後継する現在の栗駒町に記録が残る。⁽⁷⁾

この事件は原告六五名により昭和二十七年東京地裁に国家賠償法による「町長、保健所長の百日咳予防接種上の違法による損害の賠償請求」として提訴された。⁽⁸⁾ しかし昭和三十二年、原告により訴訟が取り下げられた。

GHQの公衆衛生局長であったC・F・サムスの占領期医療福祉政策を回想した「DDT革命」⁽⁹⁾に触れられているこの事件について現在残る資料を調査することにより、占領下における医療行政、予防行政、結核医療と社会について考察する。

一、宮城県および栗駒町記録について

宮城県衛生部「宮城県岩ヶ崎町における百日咳予防ワクチン注射事故の概要」⁽⁷⁾によれば、昭和二十三年十一月若柳保健所管内の岩ヶ崎町で百日咳ワクチン接種を受けた乳幼児、二〇七名の中から、昭和二十四年一月下旬になり局所の腫脹または腋窩リンパ節腫脹を見るなどの異常者四十七名が発生した。県の調査により、同部からの採取材料の細菌学的

検査により抗酸性菌を確認、東北大学抗酸菌研究所へ依頼して、来診を求めツベルクリン検査、診察、X線撮影等を行なった。厚生省と連絡をとり国立予防衛生研究所による調査と検査材料の集得(4)が行なわれた。特別調査委員会を設置して調査と対応の協議を行なった。次のような記録が残る。

a、原因調査について

抗酸菌病研究所および国立予防衛生研究所において患部から人型結核菌が検出されたため、人型結核菌の接種が行なわれたと判断された。事件について仙台地方検察庁に報告、捜査を依頼した。

b、治療状況について

岩ヶ崎町にて接種を受けた二〇七名中ツベルクリン検査を行なった一九七名の中で六四名が陽性であり、この六四名のために厚生省に依頼してストレプトマイシンの配給を受け、抗酸菌病付属研究所と岩ヶ崎町岩淵病院および岡本病院に収容の上で治療を行った。一名の死亡者が出たほかは経過良好としている。

c、経費について

県では調査と治療の経費を予算計上した。昭和二十四年四月からは生活保護法を全面的に活用して医療費の支出をする方針とした。

この件についての県議会民生労働常任委員の視察資料(10)では昭和二十四年六月十日には一名の死亡と抗酸菌研究所に一名の入院児を残して退院したとしている。同時期には五九名に対する医療扶助と一八八名に対する生活扶助が行なわれている。

三、東北大学抗酸菌病研究所報告

東北大学抗酸菌病研究所は「乳幼児接種結核症」として二回にわたって詳細に報告している。(5, 6)昭和二十六年五月一日

発行の『抗酸菌病研究雑誌』別輯号では表1に示す目次となっている⁽⁵⁾(表1)。

その総括の部分を要約して示す。

① 昭和二十三年十一月生後四ヶ月から二年九ヶ月の岩ヶ崎町乳幼児二〇九名に百日咳予防接種が行なわれ、その被接種者に接種結核症が疑われたため二〇四名にツベルクリン検査を行ない、六五名の陽性者を見た(検査開始以前に三名の事件に関係しない死亡と二名の転出があった)。その中の三名は家族内の感染源による自然感染がすでに存在していたと考えられ接種結核症は六二名とされた。

② 六二名中四〇名の接種部位または所属腋窩リンパ腺から、結核菌を塗抹または培養により証明できた。その結核菌は動物への接種実験により細菌学的な性質は人型結核菌の特徴を持ち、青山B株やBCGとは異なる毒力を持つものであった。

③ 六二名中六〇名で注射局所または腋窩リンパ

表1 『抗酸菌病研究雑誌』第7号別輯号⁵⁾ 目次

	ページ	
序文 附	用語上の注意	2
第1章	集団に起こった接種結核症の文献的考察	3
第2章	観察材料 百日咳ワクチン注射を受けたものの年齢性	5
第3章	対策	6
第4章	実施者の健康診断	7
第5章	周囲健診と家族健診	9
第6章	百日咳ワクチン注射後の症状に就いて	13
第7章	百日咳ワクチン注射局所の変化	17
第8章	ツベルクリン反応検査	24
第9章	結核菌検出の成績	27
第10章	胸部レントゲン検査	33
第11章	其の他臨床所見	36
第12章	結核菌菌型決定と毒力試験	37
第13章	病理学検査	55
第14章	原因探求と考察	62
第15章	臨床経過ストレプトマイシン治療による影響	66
第16章	現在までの経過とその考察	105
第17章	総括	106

腺に結核性初期変化群を認めた。

④ 全身的な症状は結核初感染の症状に類似し、胸部の理学的所見は少なく浸出性胸膜炎の発生を認めていない。

⑤ ツベルクリン反応陽性者六四名（自然感染者一名は入院をしなかった）を入院させ生活改善、栄養補給とストレプトマイシンによる治療を行なった。その結果昭和二十六年一月までの経過は、粟粒結核による死亡一名、結核性脳膜炎三名治療中、股関節および膝関節結核一名治療中、膝関節結核二名治療中としている。

⑥ ストレプトマイシン治療は患児の一般症状に対し好影響を与えたが、乾酪化病変と高度の肺粟粒病変には影響が少なかった。

⑦、⑧、⑨ 略

⑩ 原因探求の結果、特異性のない中程度の毒力を有する人型菌が接種されたと考えられたが、その侵入機転は解明できなかつた。

⑪ 接種結核患児の経過は予想ほど悪くはなかつたが、結核性脳膜炎および関節結核が一年半以降に発症していることから長期の観察を要する。

第十四章の事故原因探求と考察では、回収された使用済み百日咳ワクチンの空き瓶および未使用ワクチンの石炭酸含有量と結核菌の有無の検査が、すでに国立衛生予防研究所で行なわれたとしている。ワクチン接種医師が無自覚性開放性結核患者であったが、咳嗽を欠き感染源とは考えられないとしている。消毒の不完全性なども否定的であるとしている。予防接種時の状況を含む詳細な疫学的調査が行われたが結核菌の侵入機転の決定が出来なかつた。病巣から得られた結核菌の動物接種試験により、中等度毒力人型菌がかなりの量注射されたと考えられるとしている。粟粒結核による早期の死亡が一例あつたことを除いてストレプトマイシンによる治療が有効であつたことと、患者より培養された結核菌が人型菌であることを強調する内容である。

第一回報告の内容は、ストレプトマイシン治療の臨床的経過観察と接種結核症の病理病態の観察が中心となっている。

昭和二十九年四月までの経過を、同雑誌は岩ヶ崎事件第二回報告として第一回報告に訂正をくわえている。⁶⁾ 岩ヶ崎事件では六十五名（自然感染と考えられた三名を含む）から五年半の間に粟粒結核にて一名、結核性髄膜炎で一名の死亡を見た。粟粒結核発症児が六名、結核性脳膜炎が三名、骨関節結核が四名に発症した（重複して発症した者を含む）。すでに自然感染をしていたと考えられる患児に結核重感染と考えられる経過を呈した例があり、接種菌量が多かったためと考察している。骨関節結核は接種後二年六ヶ月まで発症が見られた。その他に疫痢による死亡が一名あった。

四、GHQ/SCAP文書

同事件について、国立国会図書館日本占領関係文書GHQ/SCAPの公衆衛生文書に Tuberculosis-Iwagasaki⁴⁾ として一九四九年四月から翌年二月までの百三十枚をこえる記録が残る。その内容は表に示すように多岐にわたる（表2）。

百日咳ワクチンの予防接種時の状況、接種部位の化膿創の多発にはじまる事件に対する七回にわたる調査の記録、特別調査委員会の記録、National Institute of Health Tokyo における残存したワクチンバイアル内容の細菌学的検査結果報告などのほか、新聞記事の翻訳文や宮城県より出されたストレプトマイシン供給の要請文などを含む。最も多いものは東北大学抗酸菌病研究所による、全ての症例の詳細な記録と、ストレプトマイシンによ

表 2 GHQ/SCAP 文書 Tuberculosis-Iwagasaki の収録内容⁴⁾

内 容	収録ページ数
抗酸菌病研究所 症例報告（英文）（入院時現症と治療の経過）	101
事件のサマリーとメモランダム	15
National Institute of Health Tokyo Report	4
新聞記事：その英文翻訳とコメント	4
患者名を記載した SM 供給の要請文（MIYAYAKU）	4
判読分類不可能	7

表3 GHQ/SCAP 文書に存在する国立予防衛生研究所の報告書⁴⁾: 著者によるリタイプ

NATIONAL INSTITUTE OF HEALTH TOKYO
INTERIM REPORT OF THE INVESTIGATION
into IWAGASAKI-MACHI Accident (Miyagi Prefecture)

Results observed during 36 days March 5th-Apr. 10th, 49

by Ken Yanagisawa, N.I.H.,

(1) Examination of the pertussis vaccine used:

The Pertussis vaccine understood to have caused the trouble was one Prepared by the Kitasato Institute bearing the lot number 192, manufactured on October 9th, 1948.

Result of examinations so far obtained are tabulated as follows:

Serial number of the vials undergone examination			Amount contained (cc)	Ph	Sterility test	Presence of acid fast bac. in direct smear of sediment	Growth of acid-fast bac. by culturing (5/III-10/IV)	Biological test on guineapigs	
1	Received on Feb. 27, 1949	Sealed original vials	20	5.2	—	—	—		
2			20	5.2	—	—	—		
3			20	5.2	—	—	—		
4		Remainder of the vaccin after use		0.5	5.4		—	—	
5				0.8	5.2		—	—	
6				0.6	5.6		Positive	—	
7				0.3	5.2		—	—	
8				0.5	5.4		—	—	
9	Received on March 12			2.95	5.4		—	—	
10				0.15	6		—	—	
11				0.2	6.2		—	—	
12			1.93	5.8		—	—		
13			0.4	6		—	—		
14			0.3	5.8		—	—		
15			0.65	5.8		—	—		
16			0.3	5.8		—	—		
17			1	6		—	—		
18			0.4	5.6		—	—		
19			0.2	5.6		—	—		
20			0.5	5.4		—	—		
21			0.25	5.6		—	—		

る治療の経過記録である。この記録には患児の実名および住所がすべて残る。

調査の早期に使用後の十七本および未使用の三本のワクチンバイアルが若柳保健所より回収されて宮城県を經由して National Preventive Medicine Institute ^(7-P) に搬入された。その検査結果として National Institute of Health Tokyo ^(7-P) の報告文書には二十一本のバイアルの細菌学的検査にて、使用後バイアルの一本の沈渣から、塗沫鏡検により抗酸性菌が発見されたことが報告されている(表3)。

このことより本事故は、百日咳ワクチンの結核菌による汚染によるものと結論づけられた。このレポートには患児から採取された結核菌についての各種の細菌学的検査結果と実験の結果が報告されているが、抗酸菌研究所の報告と大きくは異ならぬ(National Preventive Medicine Institute と National Institute of Health Tokyo はともに国立予防衛生研究所のことと考えられる)。

ワクチンの汚染という結論がサムスの回想につながるものと考えられ、その原因として①ワクチンの製造過程における汚染、②接種時の汚染、③故意による汚染の可能性が考えられたが結論は得られていない。GHQ文書は、予防接種担当医師が結核患者であったという新聞記事も収録している。

BCG液が大量に接種された可能性についてのメモランダムが文書の中にあるがそれは調査委員会において否定されている。

若柳保健所から回収されたワクチンのバイアル数が二〇本であり、細菌学的検査結果が二一本について報告されていることの矛盾点は、解明することが出来なかった。GHQ文書中に、使用後の一七本のワクチンバイアルを回収した点について、後日、一八本と上書き修正しているところがあるが、大きな疑問が残る点である。

五、新聞報道と社会状況

この事件についての新聞報道は、前年末に発生した京都・島根のジフテリア予防接種禍¹¹⁾については報道されていない。GHQ文書に引用され翻訳されている新聞記事を検索した。昭和二十四年九月二十一日の毎日新聞では被害乳幼児父兄代表からの投書「ワクチン禍」が掲載されており、事故の責任の所在を明確にすることと、被害者の救済を求め、厚生大臣に対する質問状としている。十月三日の東京日日新聞は「せっかくの予防注射が仇・愛児の治療で破産・宮城県百日咳ワクチン禍」「注射液に結核菌・疑惑深む混入の経路」「国の補償が当然・救護する法律を作れ」の三記事が同時に掲載されている。十月五日の東京日日新聞では「公務員の過失だ・百日咳ワクチン被害者・近く正式賠償請求」の記事があるが、国家賠償法による被害者の提訴が予防接種法施行前の事故であるとして受け付けられない状況と、予防接種の通知を出した行政責任を問う内容である。新聞記事は被害児童の家庭の困窮を訴えるものであり、原因の究明を求める論調よりは、行政の責任を問い補償を求める方向にある。結核予防法の施行は昭和二十六年であり結核予防法による医療の方法はなく、生活保護法による扶助措置が行なわれている。岩ヶ崎町（現在の栗駒町）には生活保護法による生活扶助の記録が残ることである。

この当時の保健衛生の状況を見ると、伝染病統計では百日咳の罹患者数は昭和二十三年五三五〇八名(死亡者数四七四六名)、昭和二十四年二六二一〇名(死亡者九一〇五名)である¹²⁾。

一方、結核の死亡率(対人口十万人)は昭和二十三年一七九・九(〇〜四歳では六四・五)、昭和二十四年一六八・八(同じく五八・六)であった¹³⁾。

なお、本事件の発生が明らかとなる前に岩ヶ崎にて同時に百日咳予防接種を受けた二〇九名中三名が、すでに死亡していたがその死因は火傷、肺炎、麻疹である¹⁴⁾。

宮城県資料と抗酸研報告における接種者数やツベルクリン検査数には違いが見られる。GHQ文書は宮城県資料と数一致している。接種者数について県資料では二〇七名としており、二名少ない理由は、行政対応対象として県から転出した二名を除いている可能性がある。ツベルクリン検査実施者数の県資料一九七名は行政の対応として検査が行われた数であろう。抗酸研報告は二〇九名中、二名の転出者と三名の死亡者を除く二〇四名のツベルクリン検査結果を報告しており、本事故の実態により近いものと考ええる。転出者についての情報は不明である。

抗酸研は第一回報告で六五名のツベルクリン陽性者について、三名は家族内感染として六二名の集団感染としている。県資料の六四名は入院治療を拒否した一名を除いている可能性がある。抗酸研の第二回報告では自然感染例にも重感染の可能性があったとして六五名を感染者として取り扱っている。国家賠償法訴訟の原告は六五名であり、これはすべてを含んでいると考えられる。

六、国家賠償法訴訟東京地裁二七(ワ)三七六について

原告六五名により東京地裁に昭和二十七年一月二十二日、国家賠償法にもとづき提訴された訴訟番号二七(ワ)三七六「町長、保健所長の百日咳予防接種上の違法による損害の賠償請求」はその後、昭和三十三年二月十六日訴訟の取り下げがされ、裁判の記録は残されていない。司法上の取り扱いは竹前氏の述べるような和解¹⁴ではなく原告による取り下げである(東京地裁確認)。

本事件について調査する中で、抗酸研付属病院においてストレプトマイシンによる治療の効無く、粟粒結核症により亡くなられた患児の母親から、当時の話を聞くことが出来た。裁判の結審を待たずに訴訟が取り下げられた理由は裁判が長期化する中で、結核症の治癒する患児も増え、見舞金の支給がされる中で訴訟の継続が出来ず取り下げに至ったと考えられる。昭和二十三年七月施行の予防接種法は百日咳をその対象疾患としているが、百日咳についての法の施行を

政令にて決めることとしており、二十三年十一月には法の対象疾患には入っていない¹⁵。予防接種についての法学的解釈の上では興味深いものであるが、本訴訟の公判記録は保存されていない。

七、考 察

予防接種法の施行開始期に当たる昭和二十三年頃には、京都・島根において八三名の死亡者を見たジフテリア予防接種のほかにも今回報告したような事故が起こっている。予防接種事故は昭和四十五年前後に続発し、大きな社会問題となった¹⁶。全国予防接種事故防止推進会の被害者家族による大きな社会運動をきっかけとして、昭和四十五年七月三十一日閣議了解による、「予防接種事故に対する措置」にもとづく救済制度が開始された¹⁷。予防接種法が改正され、予防接種健康被害のモニタリングや救済制度が法的根拠をもつこととなったのは平成六年である。

歴史的には昭和二十七年にすでに、予防接種事故についての国家賠償法上の訴訟が提訴されているが、裁判による和解も結審もせず取り下げられていることは、予防接種事故に対する行政施策が遅れた理由のひとつと考えられる。原告による訴訟の取り下げにより終わっており、裁判による判断がなされていない。本件について、細菌学病理学的な研究と臨床的記録は詳細であるが、その発生した原因の究明は不十分であり、予防接種による事故に対する社会医学的な検討も乏しいものであったといわざるをえない。当時、結核やその他の感染症が蔓延しており、国民皆保険制度がない状況で、予防接種の持つ意味と、その結果発生した事故に対する医療は医療史・行政史として興味深いものがある。

結核症に対する効果的な化学療法剤として、ストレプトマイシンが輸入により日本に導入されたのは昭和二十四年であり、この事件に対して集中的に使用され、詳細な記録が残っている。ストレプトマイシンの国産化はその後のこととなる。使用に当たってはMIYAYAKU(宮城県薬務部局と思われる)からGHQに対する患者氏名を明記したストレプトマイシンの提供依頼書が出され、それがGHQ文書に残ることに興味をもたれる。

本事件に就いての「D D T革命」の中の記載に対して興味を持ち、資料の検証をしたが、G H Q文書にサムスの回想をうらづけるものは見当たらない^(9, 10)。しかしながらワクチンバイアルの一本の汚染がなぜ起こったのかは大きな疑問として残る。

八、結 論

予防接種法施行期に発生した百日咳予防接種による岩ヶ崎集団接種結核事件について、G H Q / S C A P文書及び日本の資料から次の点を明らかにできた。

- 1、接種結核症の発生した原因は、百日咳ワクチンの結核菌による汚染と考えられるが、そのことの起こった原因の究明は充分にされていない。
- 2、国家賠償法による補償の提訴がされたが、五年後に原告による取り下げがされており、公判の記録を欠く。
- 3、予防接種による健康被害に対して、国民皆保険制度以前の医療が生活保護法の医療扶助と見舞金により解決されており、衛生法規の法制史と保健・医療・福祉制度についての史的研究における興味ある事例である。
- 4、連合国占領下に発生した本事件に関する保健衛生行政の日本側の資料は乏しいものであった。

謝 辞

本事件についての行政資料の提供をいただいた、宮城県栗駒町に深く感謝いたします。

参考文献

- (1) 大林容二『B C G接種の理論と実際』二九〇三八頁、保健同人社、東京、一九五二

- (2) 田村政司「腸チフス予防注射による接種結核児童の観察」『結核』二五巻一号、四六三〜四六八頁、一九五〇
- (3) 黒川一男「乳幼児接種結核症の経過に就いて」『抗酸菌病研究雑誌』、十一巻四号、三三二〜三四一、一九五六
- (4) 国立国会図書館 GHQ/SCAP RECORDS [RG331, National Archives and Records Service Box no. 9431 Folder title/number: 5 Tuberculosis-Iwagasaki]
- (5) 熊谷岱蔵、岡捨巳「乳幼児接種結核症」『抗酸菌病研究雑誌』、七巻別輯号二〜一〇九頁、一九五一
- (6) 岡捨巳、他「乳幼児接種結核症(岩ヶ崎事件第二回報告)」『抗酸菌病研究雑誌』、九巻四号、二六一〜二八三、一九五四
- (7) 宮城県衛生部「宮城県岩ヶ崎町における百日咳予防ワクチン注射事故の概要」昭和二十四年十一月三十日
- (8) 法務省訟務局「国家賠償法の諸問題(追補)」五頁、法務省、東京、一九五五
- (9) C・F・サムス著、竹前栄治編訳『DDT革命』三七六頁、岩波書店、東京、一九八六
- (10) 宮城県議会民主労働常任委員の視察資料「栗原地方事務所」昭和二十四年六月、宮城県議会
- (11) 京都ジ禍記録編纂委員会「京都ジフテリア予防接種禍記録」、二四〜二五頁、京都府衛生部、京都、一九四九
- (12) 重松逸造他編、『伝染病予防必携第二版補訂版』三六九頁、日本公衆衛生協会、東京、一九八〇
- (13) 結核予防会『結核統計総覧一九〇〇〜一九九二』二四頁、財団法人結核予防会、東京、一九九三
- (14) C・F・サムス著、竹前栄治編訳『DDT革命』三七八〜三七九頁、岩波書店、東京、一九八六
- (15) 小島三郎他『予防接種講本附予防接種関係法規』二七四〜二七九頁、協同医書出版社、東京、一九四九
- (16) 吉原賢二『私憤から公憤へー社会問題としてのワクチン禍ー』七五〜一〇〇頁、岩波書店、東京、一九七五
- (17) 西壁章「予防接種事故と国の責任」『ジュリスト』五〇〜五五頁、No. 七八五、一九八三

(順天堂医療短期大学)

The Tuberculosis Outbreak Due to Whooping Cough Inoculation at Iwagasaki-machi in 1949

Mikio WATANABE

Due to pertussis inoculation, 65 infants were accidentally infected by tuberculosis in Iwagasaki-machi, Miyagi Prefecture in 1949. The GHQ/SCAP record on Tuberculosis Iwagasaki documented the details of this affair and the clinical reports about the victims, and they were the first to be treated by Streptomycine in Japan. The following three causes of mycobacterium tuberculosis contamination due to pertussis vaccine were considered, but no conclusive solution was decided. 1) Adulteration by manufacturer. 2) Carelessness of doctor. 3) Adulteration by a third person for unknown reason. The Japanese official records do not provide extensive information about it, except for the medical articles of Kosankinkenkyu-zasshi (Sendai). The parents of the 65 victims, including 2 dead infants, had accused the governmental official administrator of the responsibility for reparation of the accidental inoculation, but they dropped the case against the government 5 years later. There is no detailed record about the judicial aspects of this incident.